

新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の
確保に係る覚書第3条に定める協定

(基本方針)

令和6年6月5日付けで厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長 森田 博通（以下「甲」という。）と独立行政法人国際協力機構総務部長 津田 陽子が締結した「新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書（以下「覚書」という。）」第3条に定める費用負担及び役割分担等について下記のとおり締結する。

(費用負担)

- 第1条 覚書第2条の定めにより厚生労働省が使用する独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下「乙」という。）宿泊棟（以下「宿泊棟」という。）において、検疫待機施設としての運用中に発生する維持に要する費用（電気、ガス、水道料金等の光熱費及び人件費・業者の管理費）、入所者の対応に必要となる経費（運営スタッフ、警備等の人件費、防護服等の備品類、宿泊料等）については、厚生労働省の負担とする。
- 2 宿泊棟に入居している研修員等が宿泊棟から退去及び帰居する際の荷物運搬費、交通費等の研修員等の移動に要する費用並びに研修継続のために要するホテル滞在費、移動に係る経費（車両、運転手等にかかる費用を含む。）については、厚生労働省の負担とする。
 - 3 居室内の清掃・消毒等の検疫待機施設の開設及び原状回復のための費用については、厚生労働省の負担とする。
 - 4 検疫待機施設の運用中に生じた施設の破損、または同施設の電気、ガス、空調、上下水道等の建物設備の不調・不備については、厚生労働省が修繕する。
 - 5 検疫待機施設として使用したことにより生じたか不明な破損・不調・不備の修繕に係る費用の負担については、甲乙協議の上、決定する。
 - 6 検疫待機施設の運用中に新型インフルエンザ等感染者が生じた場合の、消毒のための費用については、厚生労働省の負担とする。
 - 7 検疫待機施設の開設に伴い、実施できなくなった業務に関する乙又は乙の業務を受託する第三者の損失の補填については、厚生労働省の負担とする。
 - 8 前7項のほか、検疫待機施設の開設及び検疫待機施設の開設により支障を来す乙の業務の継続のために必要な措置に伴い、追加的に発生する費用については、甲乙協議の上、原則として厚生労働省が負担する。
 - 9 前8項で厚生労働省が負担する費用の支払方法は、甲乙協議の上、決定する。

(役割分担)

第2条 検疫待機施設の維持管理については、乙の責任により対応する。

- 2 検疫待機施設の運営に関するあらゆる業務（委託業者の手配等）については、甲の責任により対応する。甲は、業務を行うに必要な業者の手配にあたり、乙の協力を求めることができる（業者の紹介）。
- 3 検疫待機施設運営中の地元自治体や関係者等への対応は、必要に応じ、乙の協力を得て甲の責任により対応する。
- 4 覚書第1条第2項に定める乙による研修継続を可能とするために必要な措置として、甲は、乙と予め協議の上、検疫待機施設の開設時に宿泊棟に入居していた研修員等及び検疫待機施設の開設中に宿泊棟に入居予定であった研修員等の移動先ホテルを手配する。

(その他)

- 第3条 前条第4項の移動先ホテルについて、甲はハラル食対応を含む研修員等への食事提供が可能で、かつ研修員等の通学時間・移動の手段と労力を考慮し、研修場所まで10km以内に立地する宿泊棟近隣施設を選定する。甲は、原則として、宿泊棟に入居していた研修員等及び宿泊棟に入居予定であった研修員等すべてを同一ホテルに宿泊させ、同一ホテルの手配が困難な場合も、ホテルの数は少数とし、同一研修コースの研修員等を異なるホテルに宿泊させることは避ける。
- 2 甲は、宿泊棟に隣接する管理棟の施設（食堂、厨房、会議室、開発教育施設を含む。）を乙が継続して使用し業務を行うことが可能となるように配慮する。
 - 3 本協定書に記載のない事項については、甲乙協議の上、決定する。

令和6年6月5日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部企画・検疫課長 森田博



乙 茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター

所長 高橋

